

令和 3 年安曇野市議会 9 月定例会 追加提案説明書

## 目次

報告第31号 .....	1
議案第92号 .....	2
議案第93号 .....	5
議案第94号 .....	6
議案第95号 .....	7

## 報告第 31 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について説明いたします。

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

### 専決処分書

安曇野市穂高 4509 番地 9 先における事故に係る和解及び

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 25 日付け、市長名であります。

1. 和解及び損害賠償の相手方は、行政機関であります。
2. 事故の概要は、令和 3 年 5 月 21 日、安曇野市穂高の県道を公用車が走行中、信号の確認を怠り、赤信号のところを交差点内に進入し、国道を直進していた車両に衝突した事故により、衝突の反動で路外に逸脱した車両が相手方所有の道路構造物に接触したことによる物損事故です。

### 3. 和解の内容

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失 100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として 43,780 円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上です。

## 議案第 92 号

令和 3 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。

（補正予算の要旨）

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急支援策として、速やかに実施が必要な事業や、8月の豪雨により被災した道路施設などの復旧経費、また、緊急的に対応が必要なものに対する補正予算を編成するものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

（提出議案の説明）

令和 3 年度 安曇野市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 435 億 1,600 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（ 款及び項の金額や、増額要素につきましては、後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。）

本日提出 市長名であります。

〔説明事項〕

それでは、2 ページをお願いします。予算の増額につきましてその主な内容を第 1 表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

事項別明細書は予算説明書の 10 ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

15 款 国庫支出金 は、8,728 万 5 千円の増額であります。

1 項 国庫負担金は、「ワクチン予防接種事業」に対する国庫負担として「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」（8,314 万 5 千円）の増額であります。

2 項 国庫補助金は、「ワクチン予防接種事業」に対する国庫補助として

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金」（414万円）の増額  
であります。

16款 県支出金 は、2項 県補助金で、7,120万円の増額であります。

「新型コロナウイルス感染症対策事業」に対する県補助金として「特別警報Ⅱ発出  
市町村等事業者支援交付金」の増額であります。

19款 繰入金 は、2項 基金繰入金で、1億6,751万5千円の増額であります。

一般財源への充当財源として「財政調整基金繰入金」を増額するものであります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出であります。  
事項別明細書は予算説明書の12ページからであります。

2款 総務費 1項 総務管理費は、150万円の増額であります。

新型コロナウイルス感染が疑われる方の医療機関送迎を行う市内タクシー事業者に対し、  
送迎専用車両の購入補助による「公共交通事業」の増額であります。

（事項別明細書は予算説明書の14ページからとなります。）

3款 民生費 1項 社会福祉費は、2,561万9千円の増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、衛生用品を市内障がい者施設等へ配布すること  
による「障がい者福祉総務費」（854万円）の増、市内高齢者施設等への配布による「老人  
福祉総務費」（256万2千円）の増、市内介護保険施設等への配布による「介護保険対策費」  
（1,451万7千円）の増額であります。

（事項別明細書は予算説明書の16ページからとなります。）

4款 衛生費 1項 保健衛生費は、8,728万5千円の増額であります。

新型コロナウイルスワクチン集団接種の対象年齢の拡充及び接種率の上昇により、  
接種者が増加したことによる接種委託料及び接種体制確保経費の増による「ワクチン予防接  
種事業」の増額であります。

（事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。）

7款 商工費 1項 商工費は、1億6,681万円の増額であります。

県の特別警報Ⅱ発令により影響を受けた飲食店等取引事業者等の事業継続に向けた支援策  
の実施並びに県の感染防止対策認証制度の取得推進や、対策強化備品整備等の事業者支援  
策を実施することによる「新型コロナウイルス感染症対策事業」（1億901万円）の増、ま

た、市内観光関連事業者に対し、観光関連事業者応援給付金を給付することによる「新型コロナウイルス感染症対策宿泊施設関連支援事業」（5,670万円）の増、8月の豪雨により被災した御宝田水のふるさと公園の白鳥湖復旧工事費の計上による「施設管理整備事業」（110万円）の増額であります。

（事項別明細書は予算説明書の20ページからとなります。）

9款 消防費 1項 消防費は、516万1千円の増額であります。

8月1日の落雷破損による二木公民館設置屋外子局修繕費として「防災無線維持管理費」（253万円）の増、また、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン未接種で希望する方への抗原簡易キットの配布経費による「災害対策費」（263万1千円）の増額であります。

（事項別明細書は予算説明書の22ページからとなります。）

10款 教育費 6項は、保健体育費119万9千円の増額であります。

8月の豪雨により消失した豊科水辺マレットゴルフ場の橋の復旧工事費の計上による「社会体育施設管理費」の増額であります。

（事項別明細書は予算説明書の24ページからとなります。）

11款 災害復旧費 は、3,842万6千円の増額であります。

1項 土木施設災害復旧費は、1,030万円の増額で、

8月の豪雨により被災した市内道路、河川の復旧工事費による「道路災害復旧事業」の増額であります。

2項 農林水産施設災害復旧費は、2,812万6千円の計上で、

8月の豪雨により被災した林道の復旧に必要な経費による「林道災害復旧事業」（848万1千円）、耕地施設の復旧に必要な経費による「耕地災害復旧事業」（1,964万5千円）の計上であります。

以上が歳出の概要であります。

つづきまして、職員給与関係の補正内容についてご説明します。

予算書26ページの給与費明細書をご覧ください。

報酬（311万1千円）の増額であり、新型コロナウイルスワクチン集団接種事業及び抗原簡易検査キット配布事業におけるパートタイム会計年度任用職員に支払われる報酬であります。

説明は以上であります。

## 議案第 93 号

損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、公用車の物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

1 損害賠償の相手方は、安曇野市内在住者です。

2 事故の概要

令和 3 年 5 月 21 日、安曇野市穂高の県道を公用車が走行中、信号の確認を怠り、赤信号のところを交差点内に進入し、国道を直進していた相手方車両に衝突したことによる物損事故です。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害の解決金として 510,400 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本日提出 市長名です。

## 議案第 94 号

令和 3 年度 安曇野市消防団小型動力ポンプ付積載車の購入に係る売買契約について、ご説明いたします。

令和 3 年度安曇野市消防団小型動力ポンプ付積載車の購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 令和 3 年度 安曇野市消防団小型動力ポンプ付積載車の購入  |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 契約金額   | 25,605,400 円   |
| 4 契約の相手方 | 長野県松本市野溝西 1 丁目 9-47<br>有限会社 松本中信防災<br>代表取締役 <small>しらき</small> 白木 <small>ひであき</small> 秀明 |

本日提出、市長名であります。



議案第 95 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明します。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

1

住 所 安曇野市豊科高家 [REDACTED]

氏 名 みやざわ まさあき  
宮澤 雅明

2

住 所 安曇野市三郷温 [REDACTED]

氏 名 まつおか のぶゆき  
松岡 信之

3

住 所 安曇野市豊科 [REDACTED]

氏 名 ふりはた きよし  
降 簾 潔

本日提出、市長名であります。